

日本身体障害者陸上競技連盟

競技運営委員会 規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、日本身体障害者陸上競技連盟競技運営委員会（以下「委員会」という。）

(事務所)

第2条 委員会の事務局は、委員長が指定したところに置く。

(目的)

第3条 本委員会は、日本身体障害者陸上競技連盟（以下、「連盟」という。）に属し、競技運営に関わることを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 競技規則に関すること。
- (2) 競技会開催要項に関すること。
- (3) 大会の役員構成に関すること。
- (4) IPC Athleticsテクニカル委員会との連携。
- (5) その他、競技の運営に必要なこと。

第2章 委員会の構成

(構成)

第5条 委員会には次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
委員	若干名

(選任)

- 第6条 委員長は、理事会で承認し会長が委嘱する。
- 2 副委員長及び委員は、委員長が指名し委嘱する。
 - 3 事務局は委員長が指名し委嘱する。

(職務)

第7条 委員長は、委員会を代表して、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代行する。
- 3 委員は担当ブロック（走・投・跳）の規則を把握し、常に最新の情報を把握する。

(任期)

第8条 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが、委員長の任期については4期8年を限度とする。

- 2 補欠又は増員により選任された構成員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会議)

第9条 会議は、役員会議、全体会議からなる。

- 2 役員会議は、委員長、副委員長、主任で行われ、次の事項を審議・決定する。
なお議長は、委員長が努める。
 - (1) 規定改正に関する事。
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定に関する事。
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認に関する事。
 - (4) その他、委員会の目的を達成するための必要な事業。
- 3 全体会議は、必要に応じて開催することができる。議長は、委員長が努める。

(会議の決定及び報告)

第10条 役員会議の決定事項は、理事会の承認を経ずに執行できるが、議事録を作成し理事会に報告しなければならない。

- 2 全体会議の決定事項は、議事録を作成し理事会に報告しなければならない。

第4章 会 計

(経費)

第11条 委員会の予算は、連盟からの助成金及び寄付金、その他の収入をあてる。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日におわる。

第5章 会則の変更

第13条 この規定の変更は、委員会の役員会議の同意を得なければならない。

附 則

この規定は、平成11年4月1日より施行する

平成21年4月1日より一部改定するが構成員の任期については第8条に関らず平成23年3月31日までとする。